

令和5年7月吉日

お客さま各位

未利用口座手数料適用対象口座変更および預金規定改訂のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、令和2年1月1日以降に開設された普通預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、令和5年10月1日付で本手数料の適用対象口座を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

1. 「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現状	令和2年1月1日以降に開設された普通預金口座で、 「未利用口座管理手数料」適用対象となる普通預金口座
	「未利用口座管理手数料」適用対象となる普通預金口座
令和5年10月1日以降	ならびに貯蓄預金口座
	(令和元年 12 月 31 日以前に開設された口座を含む)

2. 未利用口座管理手数料の詳細

以下の①~④のすべてを満たす普通預金ならびに貯蓄預金口座を対象といたします。			
	最後のお預入れまたは払戻し(該当口座の利息の元本への組入れおよび未利用		
1	口座管理手数料の引落としは除く)から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻し		
	がない普通預金口座ならびに貯蓄預金口座であること		
	※普通預金口座には、総合口座を含みます		
	※紛失等によりご利用が停止中の普通預金・貯蓄預金口座も対象となります		
2	該当口座の残高が1万円未満であること		
3	当金庫(本支店を含む)にて定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等の取引が		
	ないこと		
4	当金庫(本支店を含む)で借入がないこと		

未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座・貯蓄預金口座をお持ちのお客さまにつきましては、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただいた上で、約3ヵ月経過後に該当普通預金・貯蓄預金口座から年間1,320円(消費税込)の手数料を引落しさせていただきます。なお、ご案内文書が延着または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、同口座を解約させていただきます。



未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用のご要望にはお 応えいたしかねますのでご了承ください。

本手数料については、次の目的のために適用させていただくものです。

- ・しばらくご利用のない口座について、ぜひご利用の再開をお願いしたいこと。
- ・今後ご利用のない口座について、不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること。
- ・ご利用のない口座の管理に必要な最低限のコストをご負担いただくことにより、お客さま へのサービス維持・向上を図ること。

3. 預金規定の改訂

令和5年10月1日付以下の預金規定を改訂します。

(1)普通預金規定 (2)貯蓄預金規定

普通預金規定 新旧対照表

部分 変更箇所

III	新
1. ~ 15. (省略)	1. ~ 15. (省略)
16. 手数料の取扱いについて	16. 手数料の取扱いについて
(1) 未利用口座管理手数料	(1) 未利用口座管理手数料
① 令和2年1月1日以降に開設した預金口座は、当	① 当
金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利	金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息
息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以	決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払
外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。	戻しがない場合は、未利用口座となります。
②~⑥ (省略)	②~⑥ (省略)
(2) (省略)	(2)(省略)

貯蓄預金規定 新旧対照表

____部分 変更箇所

旧	新
1. ~ 16. (省略)	1. ~ 16. (省略)
17. (新設)	17. <u>手数料の取扱いについて</u>
	(1) 未利用口座管理手数料
	① 当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、
	利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以
	外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。
	② 未利用口座には、店頭備え付け「手数料のご案内」
	記載の未利用口座管理手数料をいただきます。
	③ この預金口座が未利用口座になった場合は、この預
	金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等に
	よらず引き落とします。
	④ 前 3 号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返
	却しません。
	⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満
	たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に
	充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっ
	ては、個別の通知を行わない場合があります。
	⑥ 解約された口座の再利用はできません。
	(2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新
	設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求
and the day of the late	書等によらず引き落とします。
17. 規定の変更等	<u>18.</u> 規定の変更等
(省略)	(省略)

ご不明な点は、お取引店舗までお問合せください。

